

要 旨

筆者は、令和4年度現在、独立行政法人国立公文書館において、公文書の評価選別に関する業務に従事しているが、業務を行うに当たって用いている各行政機関の行政文書管理規則の元となっている「行政文書の管理に関するガイドライン」に関しては、「移管範囲の明確化」の必要性が指摘されている。今回、題材として取り上げた「予算及び決算に関する事項」についても、ガイドライン別表第2の「保存期間満了時の措置」欄(移管基準)において、「上記のほか、行政機関における予算(決算)に関する重要な経緯が記録された文書」は移管という、具体的にどの文書を移管とするかが明確とは言い難い箇所が存在しており、作業に時間がかかる一因となっていることから、同事項を対象として、「移管基準の明確化」について、検討した。

第1章では、同事項に関する文書について、業務の手順を示すと共に、作成される文書について整理した。第2章では、第1章で取り上げた文書について、歴史公文書等として移管に該当するか考察した。第3章では、第2章で歴史公文書等として移管に該当するとした文書について、別表第2の同事項で移管と規定されている文書に該当すると読めるか考察するとともに、移管基準の改正についても提案を行った。

各章の第1節では、予算に関する文書について取り上げた。「概算要求書」及び「予定経費要求書等」は、別表第2の同事項で移管とされているため、歴史公文書等として移管に該当することを述べた。また、「各目明細書」、「予定経費増額要求明細書」、「歳入歳出予定計算書」、「概算要求説明資料」及び「行政事業レビュー」で作成される「レビューシート等」は、歴史公文書等として移管に該当するが、別表第2で移管に該当する文書としては明示されていないため、移管基準の改正が必要であると考察した。

各章の第2節では、決算に関する文書について取り上げた。「決算報告書等」及び「予備費使用要求書」は、別表第2の同事項で移管とされているため、歴史公文書等として移管に該当するとした。また、「歳入歳出決定計算書」、「決算分析調書」及び「省庁別財務書類等」は、歴史公文書等として移管に該当するが、ガイドライン別表第2には移管に該当すると明確には記載されていないため、移管基準の改正が必要であるとの考えを示した。